

埼玉県道路公社
理事長 高橋 厚夫

入札書・見積書等に係る提出書類の押印省略について（お知らせ）

埼玉県道路公社は、業務のデジタル化を推進し、業務プロセスの改善を行っています。この度、その一環として、事業者の皆様にご提出頂く入札書・見積書等の押印省略を可能としましたので、お知らせいたします。なお、埼玉県道路公社が提出書類について真正性や非改変性を担保できないと判断した場合には、押印等の手続きを求める場合があります。

1. 変更する様式

令和 7 年 5 月 1 日から変更する様式は 3 「押印省略時の注意事項」に記載する書類です。押印省略のための必要事項や書類提出方法について、3 「押印省略時の注意事項」や関係規程・要綱等を確認してください。押印省略可否の新旧対照は別紙一覧表のとおりです。

2. 適用開始

令和 7 年 5 月 1 日以降に埼玉県道路公社に提出する書類について適用します。

3. 押印省略時の注意事項

（1）入札書・見積書・請求書・入札辞退届・質問書・競争参加資格確認申請書

各提出書類の押印を省略する場合、以下が必要になります。押印をする場合は従前の取扱いに変更はありません。

なお、埼玉県道路公社は 2024 年 10 月より電子入札システムによる入札を行っています。同システムを利用する場合は電子入札システム利用方法及び入札公告記載事項に従ってください。

（ア）所属連絡先の明記・在籍確認

提出書類に「本件責任者及び担当者」の氏名・所属部門・連絡先を明記してください。無記載又は不備があった場合には、不受理となります。

- ・ 本件責任者：提出書類の発行部門責任者
- ・ 担 当 者：書類を提出する担当者
- ・ 連 絡 先：連絡が取れる電話番号

（イ）提出方法

電子入札システムを利用しない場合において、各書類について電子メールやストレージなど電子的な手段を用いた提出を認めます。原則として、埼玉県競争入札参加者名簿に登録されたメールアドレスから送信してください。電子的手段を用いて提出する場合、セキュリティ等の安全性については書類提出主が担保してください。ウイルス等により埼玉県道路公社に損害を与えた場合、賠償を求めます。

電子入札システムを利用する場合、前記のとおり利用方法、入札公告等をご確認ください。

(2) 資格審査（事後審査）時に提出する書類

審査関係書類の押印を省略する場合、以下が必要になります。押印をする場合は従前の取扱いに変更はありません。なお、埼玉県道路公社は2024年10月より電子入札システムによる入札執行を行っています。同システムを利用する場合は電子入札システム利用方法及び入札公告記載事項に従ってください。

(ア) 所属連絡先の明記・在籍確認

提出書類に「本件責任者及び担当者」の氏名・所属部門・連絡先を明記してください。無記載又は不備があった場合には、不受理となります。

- ・ 本件責任者：提出書類の発行部門責任者
- ・ 担 当 者：書類を提出する担当者
- ・ 連 絡 先：連絡が取れる電話番号

(イ) 提出方法

電子入札システムを利用しない場合において、各書類について電子メールやストレージなど電子的な手段を用いた提出を認めます。原則として、埼玉県競争入札参加者名簿に登録されたメールアドレスから送信してください。電子的手段を用いて提出する場合、セキュリティ等の安全性については書類提出主が担保してください。ウイルス等により埼玉県道路公社に損害を与えた場合、賠償を求めます。

電子入札システムを利用する場合、前記のとおり利用方法、入札公告等をご確認ください。

4. 連絡先

本件に係る問合せは以下のとおりです。

埼玉県道路公社 入札担当 メール：road@tollroad-saitama.or.jp

別紙 入札・見積書等に係る提出書類押印省略可否一覧（新旧対照）

書類名	押印省略可否（新）	押印省略可否（旧）	備考（参照）
	○：省略可 ×：省略不可	○：省略可 ×：省略不可	
入札（見積）書	○	×	3（1）
入札（見積）委任状	○	×	3（1）
入札（見積）辞退届	○	○	3（1）
質問書	○	○	3（1）
競争参加資格確認申請書	○	○	3（1）
一般競争入札参加資格等確認申請書	○	○	3（2）
課税事業者届出書	○	○	3（2）
免税事業者届出書	○	○	3（2）
資本関係又は人的関係書	○	○	3（2）
社会保険の加入に関する届出書	○	○	3（2）
社会保険の適用除外に関する届出書	○	○	3（2）
地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に関する申出書	○	○	3（2）
誓約書	○	○	3（2）
請求書（入札保証金還付・契約保証金還付・前払金等）	○注 1	×	3（1）

注 1：請求書については埼玉県道路公社経理処理の手引き等に従い、押印並びに紙による請求書発行を求める場合があります。